

令和3年5月21日
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

”大雨の備え” 通行規制装置(遮断機)の操作訓練を実施します

九州地方整備局 鹿児島国道事務所では、大雨による災害の危険から人命を守るため、管内の国道10号及び国道225号の2箇所にて「異常気象時通行規制区間」を設けています。

今回、大雨や台風に備え、国道10号「^{りゅうがみず}竜ヶ水規制区間^{あいらししげとみ}」の始良市重富に設置している遮断機の操作訓練を下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。

(当区間では、連続雨量が200mmに達した場合、遮断機を降下して、通行規制を行います。)

記

- (1) 日時 令和3年5月26日(水) 9:30~11:00
- (2) 場所 国道10号(規制区間名:竜ヶ水)
鹿児島県始良市重富地先(別紙1参照)
- (3) 参加者 鹿児島国道事務所職員約20名
- (4) 内容 遮断機の操作訓練(実際に遮断機を降下し、3分程度通行止めを行います。)
- (5) その他 取材を希望される方は、事前に以下までお問い合わせください。
大雨等の場合は中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

※「異常気象時通行規制区間」とは、大雨や台風による土砂崩れや落石等のおそれのある箇所について道路を利用する方々の安全を確保するために、予め設定している規制実施基準に基づき道路管理者が通行を規制する区間のことです。(別紙2)



【遮断機操作訓練の様子】

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

電話 (099) 216-3111 (代表)

占用調整管理官 ^{かわとこ}川床 ^{ひろみ}浩三

管理第一課長 ^{うちだ}内田 ^{ひろし}宏 (内線431)

遮断機操作訓練実施箇所



【訓練箇所 詳細図】



【駐車スペース等】



鹿児島国道事務所の規制区間

